

西原町地域防災計画

令和6年3月修正

西原町防災会議

西原町地域防災計画

目 次

第1編 総 則

第1章 総 則	1
第1節 目的	1
第2節 用語	2
第3節 西原町の概況	3
1 自然的条件	3
2 社会的条件	3
3 災害記録	7
第4節 災害の想定	12
1 風水害	12
2 地震及び津波の被害想定	16
3 津波の浸水想定	18
4 石油コンビナートの災害基本想定	24
第5節 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱	25
1 西原町	25
2 東部消防組合	25
3 沖縄県	25
4 指定地方行政機関	26
5 自衛隊	28
6 浦添警察署	28
7 指定公共機関	28
8 指定地方公共機関	29
9 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者	30
第6節 町民等の責務	32
1 町民	32
2 自治会・自主防災組織	32
3 事業者	32
第2章 基本方針	33
第1節 災害の想定と防災計画の基本的考え方	33
1 想定の方針	33
2 防災計画の方針	34
第2節 防災対策の基本方針	35
1 周到かつ十分な災害予防対策	36
2 迅速かつ円滑な災害応急対策	36

3	適切かつ速やかな災害復旧・復興対策	37
4	その他	37
第3節	本町の特殊性等を考慮した重要事項	38
1	本土からの遠隔性等の条件不利性	38
2	本土への復帰の遅れ、町の小規模性等の条件不利性	38
3	沿岸部の低地に密集する人口等への防災対策	38
4	観光客や外国人の避難誘導	39
第4節	防災計画の見直しと推進	40

第2編 災害予防計画

第1章	共通の災害予防計画	43
第1節	災害予防計画の構成	43
第2節	災害に強いまちづくり	44
第1款	防災対策に係る土地利用の推進	44
1	防災対策に係る土地利用に関する事業の基本方針（実施主体：建設部）	44
2	防災対策に係る土地利用に関する事業の実施（実施主体：建設部）	45
第2款	都市基盤の整備	46
1	都市基盤施設の防災対策に係る整備（実施主体：建設部、県、道路管理者、港湾管理者、漁港管理者）	46
2	火災に強いまちの形成（実施主体：東部消防組合、建設部、総務部）	47
第3款	ライフライン施設等の機能の確保	49
1	上水道施設災害の予防（実施主体：建設部）	49
2	下水道施設災害の予防（実施主体：建設部）	49
3	都市ガス施設等災害の予防（実施主体：沖縄ガス(株)）	50
4	高圧ガス施設災害の予防（実施主体：総務部、東部消防組合、(一社)沖縄県高圧ガス保安協会）	50
5	電力施設災害の予防（那覇産業保安監督事務所、沖縄電力(株)）	51
6	通信施設災害の予防（実施主体：総務部、福祉部、県、各電気通信事業者）	52
7	放送施設災害の予防（実施主体：各放送機関）	54
8	通信・放送設備の優先利用等の事前措置（実施主体：総務部、県、関係機関）	54
第4款	危険物施設等の対策	55
1	危険物災害予防計画（実施主体：総務部、東部消防組合、浦添警察署、危険物製造所等の管理者・監督者）	55
2	毒物・劇物災害予防計画（実施主体：総務部、東部消防組合、県、浦添警察署、毒物劇物営業者等）	56
3	火薬類災害予防計画（実施主体：総務部、那覇産業保安監督事務所、県、浦添警察署、(一社)沖縄県火薬類保安協会等）	56
4	有害化学物質等漏出災害予防計画（実施主体：総務部、県）	56
5	石油コンビナート災害予防計画（実施主体：総務部、県、特定事業所）	57

第3節 災害に強い人づくり	58
第1款 防災訓練	58
1 防災訓練の実施に係る基本方針	58
2 各防災訓練の実施に係る事項（実施主体：総務部、防災関係機関）	58
3 総合防災訓練等（実施主体：総務部、関係部局、防災関係機関）	59
4 防災訓練の成果の点検（実施主体：総務部、関係部局、防災関係機関）	60
5 地域防災訓練等の促進（実施主体：総務部、県）	60
第2款 防災知識の普及・啓発	61
1 防災知識の普及・啓発（実施主体：総務部、気象台、防災関係機関）	61
2 各種防災教育の実施（実施主体：総務部、建設部、教育部、防災関係機関）	62
3 消防・防火教育（実施主体：東部消防組合、総務部、事業所）	63
4 災害教訓の伝承（実施主体：総務部、県）	65
第3款 自主防災組織の育成	66
1 自主防災組織整備計画の策定	66
2 町民の防災意識の向上（実施主体：総務部）	66
3 組織の編成単位（実施主体：総務部）	66
4 組織づくり（実施主体：総務部）	66
5 活動計画の策定（実施主体：総務部）	66
6 組織の活動	67
7 資機材の整備（実施主体：総務部）	67
8 活動拠点整備等（実施主体：総務部）	67
9 組織の結成の促進と育成（実施主体：総務部、東部消防組合）	67
第4款 企業防災の促進	68
1 事業者における防災対策の強化（実施主体：各事業者）	68
2 町・県の支援（実施主体：建設部、総務部、県、商工会）	68
第5款 消防力の強化等	69
1 消防力・消防体制等の拡充強化（実施主体：総務部、東部消防組合）	69
2 火災予防査察・防火診断（実施主体：総務部、東部消防組合）	69
3 消防職員の充実（実施主体：総務部、東部消防組合、県）	69
4 消防団員の充実（実施主体：総務部、県）	69
第6款 地区防災計画の普及等	71
1 地区防災計画の位置づけ（実施主体：町防災会議）	71
2 地区防災計画の普及促進（実施主体：総務部）	71
3 個別避難計画との整合（実施主体：福祉部、総務部）	71
第4節 災害応急対策活動の準備	72
第1款 初動体制の強化	72
1 職員の動員配備対策の充実（実施主体：総務部、関係部局）	72
2 災害対策本部の円滑な設置・運営のための備えの充実（実施主体：総務部、建設部）	72
3 災害情報の収集・伝達体制の充実（実施主体：総務部）	73
4 情報分析体制の充実（実施主体：総務部、県）	73

5	災害対策実施方針の備え（実施主体：総務部）	74
6	複合災害への備え（実施主体：総務部、防災関係機関）	74
第2款	活動体制の確立	75
1	職員の防災対応力の向上（実施主体：総務部）	75
2	物資、資機材の確保及び調達体制の充実（実施主体：総務部、建設部）	75
3	応援体制の強化（実施主体：総務部、福祉部、建設部、関係部局、県）	77
4	交通確保・緊急輸送体制の充実（実施主体：総務部、建設部、福祉部、県、県警察、道路管理者）	78
5	広報広聴体制の充実（実施主体：総務部）	80
6	防災拠点の整備に関する検討（実施主体：総務部）	80
7	公的機関等の業務継続性の確保（実施主体：総務部、関係部局、防災関係機関）	80
第3款	個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実	82
1	生命・財産への被害を最小限とするための事前措置の充実（実施主体：総務部、関係部局、東部消防組合、県）	82
2	大規模停電への備え（実施主体：病院、社会福祉施設等の管理者）	83
3	被災者の保護・救援のための事前措置の充実（実施主体：総務部、教育部、建設部、関係部局、県）	83
第4款	消防防災ヘリコプターの整備の検討	86
第5款	災害ボランティアの活動環境の整備	87
1	ボランティア意識の醸成（実施主体：福祉部、教育部、西原町社会福祉協議会、県）	87
2	ボランティアの育成等（実施主体：福祉部、西原町社会福祉協議会、県）	87
3	ボランティア支援対策（実施主体：福祉部、建設部、総務部、西原町社会福祉協議会、県）	87
第6款	要配慮者の安全確保	89
1	社会福祉施設等における安全確保（実施主体：総務部、福祉部）	89
2	在宅で介護を必要とする町民の安全確保（実施主体：総務部、福祉部）	90
3	不特定多数の者が利用する施設における安全確保（実施主体：施設管理者）	92
第7款	観光客・旅行者・外国人等の安全確保	93
1	観光客・旅行者等の安全確保（実施主体：総務部、建設部、施設管理者、各交通機関等）	93
2	外国人の安全確保（実施主体：総務部、建設部）	93
3	観光危機管理体制の整備（実施主体：総務部、建設部、観光関連団体等）	94
第5節	避難体制等の整備	95
1	避難体制の整備（実施主体：総務部、福祉部、建設部、教育部、関係施設等管理者）	95
2	避難場所・避難所の指定・整備等（実施主体：総務部、福祉部、関係部局）	95
第2章	地震・津波災害予防計画	99
第1節	地震・津波災害予防計画の基本方針等	99
1	減災目標	99
2	緊急防災事業の適用	99
3	防災研究の推進	99

第2節	地震・津波に強いまちづくり	100
第1款	都市基盤の整備	100
1	津波に強いまちの形成（実施主体：建設部、総務部）	100
第2款	地盤災害の防止等	102
1	地盤災害防止（実施主体：建設部、関係部局）	102
2	農地防災事業の促進（実施主体：建設部）	102
第3款	建築物・構造物等の対策	103
1	防災建築物・構造物等の建設の促進（実施主体：建設部、教育部）	103
2	文化財災害予防計画（実施主体：教育部、文化財の所有者又は管理者）	104
第3節	地震・津波に強い人づくり	105
1	広域津波避難訓練（実施主体：総務部、関係部局、防災関係機関）	105
第4節	地震・津波災害応急対策活動の準備	106
1	建築物・宅地の応急危険度判定体制の整備（実施主体：建設部）	106
第5節	津波避難体制等の整備	107
1	津波避難計画の策定・推進（実施主体：総務部）	107
2	津波危険に関する啓発（実施主体：総務部、福祉部、建設部、教育部）	107
3	津波に対する警戒避難体制・手段の整備（実施主体：総務部）	108
4	津波災害警戒区域における警戒避難体制の整備等（実施主体：総務部）	110
第3章	風水害等災害予防計画	111
第1節	風水害等災害予防計画の基本方針	111
第2節	風水害等に強いまちづくり	111
第1款	地盤・土木施設等の対策、災害危険区域の指定等	111
1	治水計画（実施主体：総務部、建設部）	111
2	土砂災害予防計画（実施主体：総務部、建設部）	113
3	農地等災害の予防及び防災営農の確立（実施主体：建設部）	114
4	高潮等対策（実施主体：総務部、建設部、県）	115
5	緑地の整備・保全（実施主体：建設部）	115
第2款	建築物・構造物等災害予防計画	116
1	建築物等の耐風及び耐火対策の促進（実施主体：建設部）	116
2	公共建築物の耐風及び耐火対策等（実施主体：建設部）	116
3	公共建築物等の定期点検及び定期検査（実施主体：関係部）	116
4	文化財災害予防計画（実施主体：教育部、文化財の所有者又は管理者）	116
第3款	不発弾災害予防計画	117
1	不発弾の処理体制（実施主体：総務部、県、県警察、自衛隊、第十一管区海上保安本部（中城海上保安部））	117
2	関係機関の協力体制の確立（実施主体：総務部、県、国、関係機関）	118
第4款	気象観測施設・体制の整備	119
1	沖縄気象台における気象業務体制の整備（実施主体：総務部、沖縄気象台）	119
2	主要関係機関における気象観測体制の整備（実施主体：総務部、建設部、県、関係機関）	119

第3節	風水害等に強い人づくり	120
第1款	防災知識の普及・啓発	120
1	台風教育（実施主体：総務部、教育部、沖縄気象台）	120
第2款	自主防災組織の育成	121
第4節	風水害等応急対策活動の準備	122
第1款	個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実	122
1	水防及び救助施設等整備計画（実施主体：総務部、建設部、東部消防組合、船舶関係者、危険物取扱者）	122
第5節	道路事故災害予防計画	123
1	危険箇所の点検・補修（実施主体：建設部、沖縄総合事務局、県、西日本高速道路）	123
2	体制・資機材の整備等（実施主体：建設部、沖縄総合事務局、県、西日本高速道路）	123
第6節	海上災害予防計画	124
1	災害応急対策への備え（建設部、第十一管区海上保安本部、沖縄総合事務局、県、消防機関）	124

第3編 災害応急対策計画

第1章	地震・津波災害応急対策計画	125
第1節	組織計画	125
1	西原町災害対策本部（実施主体：各班）	125
2	西原町防災会議（実施主体：防災会議委員）	128
3	防災関係機関の協力体制（実施主体：防災関係機関）	128
4	災害対策の動員（実施主体：各班）	128
第2節	地震情報・津波警報等の伝達計画	136
1	緊急地震速報（実施主体：気象庁）	136
2	地震情報等の種類及び発表基準（実施主体：気象庁）	136
3	大津波警報・津波警報・注意報、津波情報の種類及び発表基準（実施主体：気象庁）	137
4	津波警報等の伝達（実施主体：本部事務局班、各班、防災関係機関等）	142
5	近地地震津波に対する自衛処置（実施主体：本部事務局班）	142
第3節	地震災害時の避難計画	144
1	実施責任者	144
2	避難指示等の運用（実施主体：本部事務局班、県、避難措置の実施者）	145
3	避難の実施の方法（実施主体：消防対策班、福祉統括班）	147
第4節	津波災害時の避難計画	148
1	実施責任者	148
2	避難指示等の発令（実施主体：本部事務局班）	148
3	避難場所（実施主体：本部事務局班）	149
4	避難誘導（実施主体：消防対策班）	149
5	船舶等の避難（実施主体：第十一管区海上保安本部（中城海上保安部））	149
第5節	南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の措置	150

1	南海トラフ地震に関連する情報について（実施主体：気象庁）	150
2	南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置（実施主体：総務部）	152
3	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）又は（巨大地震注意）が発表された場合における災害応急対策に係る措置（実施主体：総務部、関係各部）	152
第2章	風水害等災害応急対策計画	154
第1節	組織計画	154
1	災害対策本部の設置（実施主体：各班）	154
2	本部設置に至らない場合の措置（実施主体：本部事務局班、各班）	154
3	本部設置場所	154
4	本部の解散	155
5	本部設置等の通知公表（実施主体：本部事務局班、企画財政班）	155
6	災害対策本部の組織（実施主体：各班）	155
7	災害対策の動員（実施主体：各班）	155
第2節	気象警報等の伝達計画	158
1	警報等の種類及び発表基準（実施主体：沖縄気象台、県、町長）	158
2	警報等の発表及び解除等の発表機関（実施主体：沖縄気象台、地方気象台、町長、県（知事））	165
3	気象警報等の伝達（実施主体：本部事務局班、県、国、防災関係機関）	166
4	災害が発生するおそれのある異常現象発見時の措置（実施主体：本部事務局班、浦添警察署、第十一管区海上保安本部（中城海上保安部）、町民等）	166
第3節	風水害避難計画	168
1	実施責任者	168
2	避難指示等の発令（実施主体：本部事務局班、福祉統括班）	168
3	避難場所（実施主体：本部事務局班）	172
4	避難誘導（実施主体：消防対策班）	172
第4節	水害対策計画	173
1	実施責任者	173
2	水害対策組織と機構	173
3	連絡協議において協議すべき事項	173
4	本部の事務分担（実施主体：各班）	173
5	水害対策非常配備（実施主体：各班）	174
6	水害対策巡視（実施主体：土木統括班）	175
7	水位及び潮位の通報（実施主体：土木統括班）	175
第5節	海上災害応急対策計画	176
1	連絡調整本部の設置（実施主体：本部事務局班、国、県、第十一管区海上保安本部（中城海上保安部）、関係機関）	176
2	実施機関	176
3	海上災害時の通報系統（実施主体：本部事務局班、国、県、第十一管区海上保安本部（中城海上保安部）、県警察、消防機関、関係機関）	177

4	第十一管区海上保安本部（中城海上保安部）の実施事項（実施主体：第十一管区海上保安本部（中城海上保安部））	177
5	町の実施事項（実施主体：本部事務局班、消防対策班）	181
第6節	道路事故災害応急対策計画	183
1	発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保（実施主体：本部事務局班、道路管理者）	183
2	応急活動及び活動体制の確立（実施主体：道路管理者、関係機関）	183
3	救助・応急、医療及び消火活動（実施主体：消防対策班、本部事務局班、道路管理者）	183
4	道路、橋梁等の応急措置（実施主体：道路管理者、ライフライン事業者、県警察）	183
5	その他（実施主体：道路管理者）	183
第3章	共通の災害応急対策計画	184
第1節	災害通信計画	184
1	通信の協力体制（実施主体：通信設備の所有者又は管理者）	184
2	通信設備の利用法（実施主体：本部事務局班、企画財政班）	184
3	町における措置（実施主体：本部事務局班、企画財政班）	185
第2節	災害状況等の収集・伝達計画	186
1	実施責任者	186
2	災害状況の収集（実施主体：本部事務局班）	186
3	災害発生直後の第1次情報の報告（実施主体：本部事務局班、消防本部）	186
4	災害報告（実施主体：本部事務局班）	187
5	安否情報の提供（実施主体：企画財政班）	188
第3節	災害広報計画	189
1	実施機関	189
2	実施機関相互の連絡	189
3	広報活動（実施主体：企画財政班、各班）	189
4	町民に対する広報（実施主体：企画財政班）	189
5	風水害時の災害広報（実施主体：企画財政班）	190
第4節	自衛隊災害派遣要請計画	191
1	町長の派遣要請要求等（実施主体：町長、本部事務局班）	191
2	派遣部隊の活動内容（実施主体：自衛隊）	191
3	派遣部隊との連絡調整（実施主体：本部事務局班、県、自衛隊）	191
4	町及び県の準備すべき事項（実施主体：本部事務局班、県）	192
5	災害派遣等を命ぜられた部隊等の自衛官の権限等（実施主体：自衛隊）	192
6	派遣部隊の撤収（実施主体：本部事務局班、知事、自衛隊）	193
7	経費の負担区分等（実施主体：本部事務局班）	193
8	ヘリポートの準備（実施主体：本部事務局班）	193
9	自衛隊の自主派遣（実施主体：自衛隊）	193
第5節	広域応援要請計画	194
1	国等への応援要請（実施主体：本部事務局班）	194

2	防災関係機関における応援要請（実施主体：本部事務局班、警察、消防機関）	194
第6節	指定避難所の開設・運営計画	196
1	指定避難所の開設及び収容保護（実施主体：避難所班、本部事務局班）	196
2	避難者の移送（実施主体：本部事務局班）	196
3	指定避難所の運営管理（実施主体：避難所班）	196
4	避難の長期化への対応（実施主体：避難所班、土木対策班、県）	198
5	県有施設の利用（実施主体：避難所班、県）	198
6	船舶の利用（実施主体：避難所班、県、第十一管区海上保安本部（中城海上保安部））	198
7	学校等の指定避難所の受入れ（実施主体：教育委員会）	198
8	在宅避難者等の支援（実施主体：避難所班）	198
9	広域一時滞在（実施主体：町長、本部事務局班、知事）	198
第7節	観光客等対策計画	201
1	実施責任者	201
2	避難情報の伝達及び避難誘導（実施主体：産業観光班、消防対策班、観光施設等の管理者、交通機関の管理者）	201
3	避難収容（実施主体：産業観光班、県、観光施設等の管理者）	201
4	帰宅支援（実施主体：企画財政班、県）	202
第8節	要配慮者対策計画	203
1	実施責任者	203
2	避難行動要支援者の避難支援（実施主体：福祉統括班）	203
3	避難生活への支援（実施主体：福祉統括班、町民班、県）	203
4	外国人への支援（実施主体：産業観光班、県）	203
第9節	消防計画	205
1	実施責任者	205
2	火災、風水害等警防計画（実施主体：消防対策班、消防本部）	205
3	救助・救急計画（実施主体：消防対策班、消防本部）	205
4	相互応援計画（実施主体：消防機関）	205
第10節	救出計画	206
1	実施責任者	206
2	救出の方法（実施主体：消防対策班、本部事務局班、消防本部、浦添警察署、県、）	206
3	救出用資機材の調達（実施主体：消防対策班、消防本部）	206
4	惨事ストレス対策（実施主体：消防本部）	206
第11節	医療救護計画	207
1	実施責任者	207
2	医療救護活動に関する組織体制（実施主体：県）	207
3	情報収集と共有（実施主体：健康保険班、県、県医療本部）	208
4	医療救護の実施（実施主体：健康保険班、県、DMAT、DPAT、医療救護班）	208
5	医療機関の活動（実施主体：医療機関）	209
6	傷病者の搬送（実施主体：健康保険班、消防機関、県医療本部、県）	209

7	助産体制（実施主体：健康保険班、県）	210
8	医薬品、衛生材料及び血液製剤等の確保（実施主体：健康保険班）	210
9	被災者の健康管理とこころのケア（実施主体：健康保険班、県、DPAT）	210
第12節	交通応急対策計画	212
1	実施責任者	212
2	実施要項（実施主体：土木統括班、道路管理者、県公安委員会、県、警察機関、自衛隊、消防機関）	213
3	相互連絡（実施主体：道路管理者、警察機関）	216
4	発見者等の通報（実施主体：土木統括班、警察機関）	216
5	台風・大雨・津波時の対策（実施主体：土木統括班、道路管理者、警察機関）	216
第13節	輸送計画	218
1	実施責任者	218
2	輸送対象	218
3	輸送方法（実施主体：総務班）	218
4	広域輸送拠点の確保（実施主体：本部事務局班）	219
第14節	治安警備計画	220
1	治安警備活動（実施主体：本部事務局班、浦添警察署）	220
第15節	災害救助法適用計画	221
1	実施責任者	221
2	救助法の適用基準	221
3	救助法の適用手続き（実施主体：福祉統括班、県）	222
4	救助法による救助の程度、方法、期間及び実費弁償の基準	222
第16節	給水計画	223
1	実施責任者	223
2	給水方法（実施主体：上下水道班）	223
3	給水量（実施主体：上下水道班）	223
4	水道施設の応急復旧（実施主体：上下水道班）	223
5	医療施設等への優先的給水（実施主体：上下水道班）	223
第17節	食料供給計画	224
1	実施責任者	224
2	食料の調達方法（実施主体：福祉統括班）	224
3	応急配給及び炊き出しの方法（実施主体：福祉統括班、避難所班）	224
4	炊き出し等食料の給与の費用及び期間等	225
5	要配慮者等に配慮した食料の給与（実施主体：福祉統括班）	225
第18節	生活必需品供給計画	226
1	実施責任者	226
2	物資の調達（実施主体：福祉統括班、本部事務局班）	226
3	物資の給与又は貸与（実施主体：福祉統括班）	226
4	物資の配給方法（実施主体：福祉統括班）	226
5	義援物資の受入れ、金品の保管及び配分（実施主体：福祉統括班）	227

第 19 節	防疫計画	228
1	実施責任者	228
2	感染症対策実施の組織（実施主体：健康保険班）	228
3	感染症対策の指示（実施主体：知事）	228
4	感染症対策の実施（実施主体：健康保険班、上下水道班）	228
5	消毒薬剤の調達（実施主体：健康保険班）	229
6	臨時予防接種（実施主体：健康保険班）	229
7	その他（実施主体：健康保険班）	229
第 20 節	清掃計画	230
1	実施責任者	230
2	ごみの収集処理の方法（実施主体：環境衛生班）	230
3	し尿の収集処理の方法（実施主体：環境衛生班）	230
4	食品衛生監視（実施主体：健康保険班）	230
5	犬等及び危険動物の保護・収容計画（実施主体：環境衛生班）	230
6	ペットへの対応（実施主体：環境衛生班）	230
第 21 節	行方不明者の捜索及び遺体処理並びに埋葬計画	232
1	実施責任者	232
2	行方不明者の捜索（実施主体：消防対策班）	232
3	行方不明者発見後の収容及び処理（実施主体：消防対策班、本部事務局班、警察官又は海上保安官）	232
4	遺体の処理（実施主体：本部事務局班）	233
5	遺体の埋（火）葬（実施主体：本部事務局班）	233
6	行方不明者の捜索等の費用及び期間等	233
第 22 節	障害物の除去・災害廃棄物処理計画	235
1	実施責任者	235
2	除去の方法（実施主体：土木統括班、道路管理者、河川管理者、港湾管理者、第十一管区海上保安本部（中城海上保安部））	235
3	災害廃棄物の処理（実施主体：土木統括班、環境衛生班、県）	236
第 23 節	住宅応急対策計画	237
1	実施責任者	237
2	応急仮設住宅の建設（実施主体：土木統括班、町民班、県）	237
3	住宅の応急修理（実施主体：土木統括班）	238
4	県営住宅の活用（実施主体：県）	238
5	住家の被災調査（実施主体：税務班、県）	238
6	被災者台帳の作成（実施主体：税務班）	239
第 24 節	二次災害の防止計画	240
1	実施責任者	240
2	被災建築物の応急危険度判定（実施主体：土木統括班、県）	240
3	被災宅地の危険度判定（実施主体：土木統括班、県）	240
4	降雨等による水害・土砂災害の防止（実施主体：土木統括班、県）	240

5	高潮、波浪等の対策（実施主体：土木統括班、県、国）	241
第25節	教育対策計画	242
1	実施責任者	242
2	応急教育対策（実施主体：各学校長（園長）、町教育委員会）	242
3	学校給食対策（実施主体：町教育委員会）	243
4	社会教育施設等対策（実施主体：公民館施設等の管理者）	243
5	罹災児童・生徒の保健管理（実施主体：町教育委員会）	244
6	文化財の保護（実施主体：文化財の所有者等、文化班、生涯学習班）	244
第26節	危険物等災害応急対策計画	245
1	石油類（実施主体：本部事務局班、消防機関、施設責任者）	245
2	高圧ガス類（実施主体：本部事務局班、消防機関、施設責任者）	245
3	火薬類（実施主体：本部事務局班、消防機関、施設責任者）	245
4	毒物劇物（実施主体：本部事務局班、消防機関、施設責任者）	246
5	石油コンビナート（実施主体：本部事務局班、消防機関、施設責任者）	246
第27節	労務供給計画	247
1	実施責任者	247
2	労務者供給の方法（実施主体：産業観光班、本部事務局班）	247
3	救助法による賃金職員等の雇上げ（実施主体：産業観光班）	247
4	従事命令、協力命令（実施主体：産業観光班）	248
第28節	民間団体の活用計画	251
1	実施責任者	251
2	協力要請対象団体	251
3	協力要請（実施主体：本部事務局班）	251
第29節	ボランティア受入計画	252
1	ボランティアの募集（実施主体：福祉統括班、社会福祉協議会）	252
2	ボランティアの受入れ（実施主体：福祉統括班、社会福祉協議会）	252
3	ボランティアの活動内容	252
4	ボランティアの活動支援（実施主体：福祉統括班、県、社会福祉協議会）	253
第30節	公共土木施設応急対策計画	254
1	実施責任者	254
2	施設の防護（実施主体：土木統括対策班、産業観光班、県、沖縄総合事務局、西日本高速道路(株)）	254
3	応急措置（実施主体：土木統括班、産業観光班、県、沖縄総合事務局、西日本高速道路(株)）	255
4	応急工事（実施主体：土木統括班、産業観光班、県、沖縄総合事務局、西日本高速道路(株)）	255
第31節	ライフライン等施設応急対策計画	257
1	電力施設応急対策（実施主体：沖縄電力株式会社）	257
2	ガス施設応急対策（実施主体：ガス関係業者）	257
3	液化石油ガス施設応急対策（実施主体：液化石油ガス販売事業所）	257

4	上水道施設応急対策（実施主体：上下水道班）	257
5	下水道施設応急対策（実施主体：上下水道班）	257
6	電気通信設備応急対策（実施主体：電気通信事業者）	257
第32節	交通機関応急対策計画	258
1	バス・タクシー（実施主体：バス・タクシー事業者）	258
第33節	農林水産物応急対策計画	259
1	農林水産物の対策（実施主体：産業観光班）	259
2	農産物応急対策（実施主体：産業観光班）	259
3	家畜応急対策（実施主体：産業観光班）	259
4	漁船漁具応急対策（実施主体：産業観光班、消防対策班）	260
第34節	その他災害応急対策に必要な事項	261
1	応急公用負担	261
2	警戒区域の設定権	262
3	証標	263

第4編 災害復旧・復興計画

第1節	公共施設災害復旧計画	265
1	実施責任者	265
2	計画の種類	265
3	町及び県における措置（実施主体：本部事務局班、県、県警察）	266
第2節	被災者生活への支援計画	267
1	災害相談（実施主体：税務班）	267
2	罹災証明書等の発行（実施主体：税務班）	267
3	住宅の復旧（実施主体：税務班、土木統括班）	267
4	生業資金の貸付け（実施主体：税務班、福祉統括班）	268
5	被災世帯に対する住宅融資（実施主体：税務班）	268
6	災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給（実施主体：福祉統括班）	269
7	災害義援金品の募集及び配分（実施主体：福祉統括班）	269
8	租税の徴収猶予及び減免等（実施主体：税務班）	269
9	職業のあっせん（実施主体：産業観光班）	270
10	被災者生活再建支援（実施主体：税務班）	270
11	地震保険や共済制度の活用（実施主体：本部事務局班）	270
第3節	中小企業者等への支援計画	271
1	農業者への融資対策（実施主体：産業観光班）	271
2	漁業者への融資対策（実施主体：産業観光班）	271
3	中小企業者への融資対策（実施主体：産業観光班）	271
第4節	復興の基本方針	272
1	復興計画の作成（実施主体：総務部、県）	272
2	がれき処理（実施主体：総務部、県、関係機関）	272

3	防災まちづくり（実施主体：建設部、県）	272
4	特定大規模災害時の復興方針等（実施主体：総務部、県）	272